

## 第35回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

- 1、開催日時 平成31年3月1日(金) 午前9時00分～午前10時30分
- 2、開催場所 鹿島市新世紀センター 2階 会議室
- 3、出席委員 10名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)
- 4、欠席委員 0名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

### 5、議事日程

- ①第1 議事録署名委員の指名 5番 山口和子委員 6番 佐藤睦委員
- ②第2 報告第 89号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について  
 報告第 90号 農地法第13条の規定による農用地利用計画の変更について  
 議案第 167号 農地法第5条の規定による許可申請について  
 議案第 168号 農地法第5条転用許可後の事業計画変更承認申請について  
 議案第 169号 農地法第4条の規定による許可申請について  
 議案第 170号 農地法第3条の規定による許可申請について  
 議案第 171号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により定める農用地利用配分計画(案)について  
 議案第 172号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について  
 報告第 91号 農地法第4条適用除外の証明願いについて  
 報告第 92号 農地等形状変更届出について

### 6、農業委員会事務局職員

役 職	氏 名
事務局長	田中 宏幸
主査	星野 晃希
書記	眞崎亜希子
農地利用最適化推進委員	橋口 浩

### ◎農業委員出席簿

席順	委員名	出欠	
1	池田 好春	○	
2	小池 正人	○	
3	巨瀬 茂行	○	
4	山口 辰郎	○	
5	山口 和子	○	
6	佐藤 睦	○	
7	中村 正信	○	
8	松浦 秋行	○	
9	織田 博吉	○	
10	中尾 誠士郎	○	

計	10人		
---	-----	--	--

◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名
母ヶ浦・西葉	中西 和明

7. 会議の概要

事務局長	<p>おはようございます。定刻前ですけれども、この後の事もございますので、始めさせていただきます。只今から第35回農業委員会定例総会を始めます。総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番池田委員から10番中尾委員まで点呼をし、全委員の出席を確認。)次に議事録署名人の指名をします。5番山口委員と6番佐藤委員にお願いいたします。</p> <p>いつもここで4点ほど注意をお願いいたしますが、皆さまもう分かりだと思っておりますので、今日は省略させていただきます。ご協力のほど、よろしくをお願いいたします。では慣例によりまして、会長に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>改めまして、おはようございます。普通でしたら、今日が最後の農業委員会ですが、4月に開く分を今月末にお願いしたいと事務局からあつていますので、3月29日に4月の農業委員会をこのメンバーでもう1回開きたいと思っておりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは通常の審議に入りたいと思っております。本日の議題は議案6件・報告4件となっております。報告第89号「農地法第18条第6項の規定による解約報告について」を議題といたします。本件については、一括して審議したいと思っておりますので、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>説明いたします。説明資料の1頁から6頁をご覧ください。記載のとおり番号1から23までの23件となつていまして、合計49筆で面積が51,952米となっております。内訳は登記地目の田が33筆で38,295平米です。登記地目の畑が16筆で13,657平米です。</p> <p>解約事由につきましては双方合意による借人変更のためが13件。農地法第3条申請のため使用貸借の解約が2件。農地法第5条申請のため使用貸借の解約が1件。借人の申出によるものが4件。貸人の申出によるものが3件でございます。説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。只今の説明に対し、質問・意見はありませんか。ありませんか。(はいと言う声あり。)</p> <p>質問も無いようですので、これで報告第89号を終わります。</p> <p>次に報告第90号「農振法第13条の規定による農用地利用計画の変更について(報告)」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の7頁と位置図は1頁をご覧ください。申請の場所は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇外2筆です。地目は3筆共に畑で、面積はそれぞれ1,427平米、5,191平米、175平米です。変更の目的理由は放牧地となっております。申請人(所有者)は〇〇〇〇さんとなっております。関係機関の同意は隣接農地所有者の方、区長・生産組合長の方、担当農業委員である山口委員から取っております。農地区分は2種農地となっております。説明は以上です。</p>
議長	<p>只今の説明に付きまして、質問・意見はありませんか。ありませんか。</p>

	<p>(はいと言う声あり。)</p> <p>質問も無いようですので、これで報告第90号を終わります。</p> <p>次に議案第167号「農地法第5条による農地等の所有権移転許可申請承認について(知事処分)」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の8頁と位置図の2頁をご覧ください。位置図に新規申請地と記載がありますが、この部分が1番の対象農地です。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇及び〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目共に田でございます。登記面積は886平米と983平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇〇〇です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん80歳、農業の方です。転用の目的は病院となっております。施設の概要は病院1棟1,587.73平米の一部、9台分の駐車場90平米、緑地84平米、通路その他が計画されています。農地区分は3種農地です。周囲の状況ですが、東は宅地と畑、西は田と道路、南は道路、北は宅地となっております。公共下水道有り、開発許可申請済みとなっております。一体利用する農地の転用許可後の事業計画変更申請がされていまして、この後の議案第168号の1番と関係しています。病院1棟が新規申請地と計画変更の①に跨って建てられる計画となっております。説明は以上です。</p>
議長	<p>ここで担当の私から補足説明をいたします。元々は〇〇病院(〇〇〇〇)がここに移転する計画が、私たちが農業委員になる前にされていました。今回の申請は移転する面積に新規申請地を広げて申請されています。今〇〇にある〇〇は全て移転することになるのですが、足りなかった分を新たに申請されています。ご審議をよろしくお願いします。質問がありましたら、お願いします。8番委員どうぞ。</p>
8番委員	<p>当初、申請があったときに私は農業委員をしていました。そのときの説明では、〇〇にある〇〇を残しながら、ここでも開業されるという説明でしたが、それが変わったのですね。</p>
議長 (担当委員)	<p>〇〇には人工透析を行う病棟と薬局を残すようにされていたようですが、最終的には全てここに移転されるようです。位置図の新規申請地と①計画変更申請地に跨って2階と3階建ての病棟を建てられる計画のようです。</p>
議長	<p>他に無いでしょうか。2番委員。</p>
2番委員	<p>駐車場9台分が計画されていますが、新規申請地の中に設けられるのですか。</p>
議長 (担当委員)	<p>そうです。9台分は西側の道路沿いに設けられます。病院の駐車場としては、計画変更申請地と位置図に書かれています。申請地と書かれた辺りに100台分くらい設けられます。</p>
議長	<p>他に無いでしょうか。 無かったら、採決をしたいと思います。議案第167号の1に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成により、県へ送付することにします。</p> <p>次に議案第167号の2番を議題といたします。2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2について説明いたします。総会議案・説明資料は同じく8頁、位置図は3頁をご覧ください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目・現況地目共に畑です。登記面積は682平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇〇〇さん51歳、会社員の方です。譲渡人は〇〇市の〇〇〇〇〇〇さん77歳、無職の方です。転用目的は一般住宅で、施設の概要は居宅1棟127.27平米、4台分の駐車場が60平米、通路その他が494.73平米となっております。農地区分は3種農地です。周囲の状況ですが、東は里道、西は宅地、南は里道を経て宅地、北は宅地となっております。関係</p>

	部署との協議はされていて、条件はなしとなっています。里道形状変更承認申請がされています。説明は以上です。
議長 (担当委員)	ではここで私の担当ですから、現地調査報告をいたします。現地は〇〇団地の上になります。〇〇団地は斜面を切土していますから、申請地は〇〇団地よりも約3メートル高くなっています。〇〇団地の道路から進入路を作るのが大変な工事になると思っています。進入路(登り口)に面積が必要になるため、一般住宅にしては面積が広がっています。現地調査報告は以上です。
議長	何か質問はありませんか。
2番委員	譲受人の方は〇〇区の出身でしょうか。
議長 (担当委員)	そのようです。今はこの近くのアパートに住んでおられるようです。
議長	9番委員。
9番委員	参考にお聞きしますが、ここで取引価格は反当いくら分かったら、教えてください。
事務局	10a当り〇,〇〇〇, 〇〇〇円となっています。1坪当り約〇,000円です。
議長 (担当委員)	それは高い価格で購入されていますね。
議長	他にありませんか。5番委員どうぞ。
5番委員	備考欄に記載されていませんが、ここは下水道区域になっていますよね。
事務局	すみません。おっしゃるとおり公共下水道の区域になっています。
議長 (担当委員)	雨水についても、北側に水路がありますので、そちらに排水が出来ます。
議長	他にありませんか。 (有りませんという声あり。) 他には無いようですので、2番に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	はい。全員賛成ですので、県へ送りたいと思います。  次に3番について説明をお願いいたします。
事務局	番号3について説明いたします。総会議案・説明資料は同じく8頁、位置図は4頁をご覧ください。土地の所在地は大字〇〇〇字〇〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目共に畑です。登記面積は10平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇さん76歳、自営業の方です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん27歳、会社員の方です。転用目的は進入路で、概要は進入路10平米となっています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東と西は宅地、南と北は道路となっています。関係部署との協議はされていて、条件はなしとなっていますが、始末書が提出されています。説明は以上です。
議長	ではここで担当委員の現地確認報告をお願いいたします。
8番委員	現地は〇〇区の入口になります。譲受人の方はもっと早い時期にこの進入路部分を購入するような考えでありましたが、譲渡人の方の相続がされておらず、不幸も続かれています。やっと相続の手続きが終って、登記が完了していますので、今回の申請となっています。ご審議の程よろしくをお願いします。
議長	はい。ありがとうございました。それでは質問はありませんか。9番委員どうぞ。
9番委員	ちょっと聞いてもいいのでしょうか。別に反対ということではありません。譲受人の敷地の端の一角に譲渡人の畑が少しだけあるのに合点がいかないのですが、畑はこの部分だけですか。

事務局	ここで譲受人の所有されている部分に農地となっている所はありません。元々は譲受人の所有されている土地は別の第三者の所有でありました。何故この部分に譲渡人の畑が10平米存在するようになったのか理由が分かりませんでした。
9番委員	了解しました。分からないのであれば、仕方ないですね。
議長	他に質問は有りませんか。 (担当委員より、始末書が出してあったはずと発言有り。) 事務局、始末書を読み上げてください。
事務局	始末書は譲受人の方からいただいています。この土地につきましては農地法等の手続きを理解していなかったため、昭和53年12月から現在に至るまで宅地進入路として利用して参りました。今後はこのようなことの無いよう、農地法等の内容を十分理解し努力して参りますので、今回の申請に対しては寛大な処置とご指導をいただきますようお願いいたしますといただいています。
議長	3番について、他に質問は無いでしょうか。無かったら、採決したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	はい。ありがとうございます。賛成全員により、3番は許可相当として、県へ送ります。  4番について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	番号4について説明いたします。総会議案・説明資料は9頁、位置図は5頁をご覧ください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地外6筆でございます。この7筆のうち、3筆はこの総会の案件であり、報告第90号で出ています。登記地目は畑が5筆、田が2筆です。現況地目は樹園地3筆、畑が2筆、田が2筆です。登記面積は7筆合計で10,318平米です。他に山林・宅地6筆、合計8,236.72平米が同時利用される計画です。譲受人は〇〇区の有限会社〇〇〇〇です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん48歳、会社員の方です。転用目的は放牧地となります。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東と南は里道、西は山林と田と水路、北は畑になっています。関係部署との協議はされていて、条件はなしとなっています。報告第90号でありましたとおり農用地区域内農地の用途区分が変更されています。説明は以上です。
議長	ではここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
5番委員	現地は〇〇〇〇横断林道から〇〇区の〇〇牧場へ下る道が有りますが、その途中の西側です。面積はかなり広い申請となっています。申請された農地の部分は農地としての利用はされていませんが、さほどは荒れてはいませんでした。草払い程度の管理はされていたのではないかと考えます。栗の木が植えてありました。放牧地としては最適な場所だと思いました。報告は以上です。
議長	はい。ありがとうございました。只今の説明について質問はありませんか。9番委員。
9番委員	事務局の説明で山林・宅地が同時利用されるという説明でしたが、もう少し詳しく説明してもらえませんか。それと取引価格について教えてください。
事務局	取引価格からお答えします。10a当り〇,〇〇〇円となっています。 位置図の1頁をご覧ください。報告第90号でご覧いただいた位置図ですが、こちらの方が拡大してありますので、分かりやすいかと思います。同時利用地の山林の部分は申請地〇〇-〇という筆の南西側に〇〇-〇と〇〇-〇があり、北側に〇〇-〇があります。宅地の部分は申請地〇〇-〇の南西側に〇〇-〇と〇〇-〇があり、道を挟んで〇〇-〇があります。
議長	ここは傾斜が急だからでしょうか。ほとんど買い手の言い値ですね。今回の申請面積〇.〇ヘクタールを併せて、この辺り一帯は牛の放牧地になってしまいますね。イノシシ被害が出て手に負えない農地となっていますから、このようにして活用してもらえればいいのでは



議長	用水路や排水路は付け替え等で対応されています。7番委員。
7番委員	1番についてですが、当初事業計画には調整池用地と記載があり、変更後の事業計画には調整池用地(フットサル場)となっていますが、兼用なのですか。
事務局	通常はフットサル場として使用されますが、大雨時には洪水の調整池になる構造です。
議長	他に無いですか。5番委員。
5番委員	今日もらったA3版の平面図について質問します。緑色で着色されている緑地となっている所はかなり広いのですが、ここも購入されるのですか。
事務局	この部分は同時利用地の山林部分になります。
議長	山林となっていますが、実際は竹やぶになっています。ここを利用して、緑地帯を設けられるようですが、結構な斜面です。 他に無いでしょうか。7番委員どうぞ。
7番委員	〇〇〇〇〇〇株式会社の代表取締役は〇〇病院の医師ですか。同じ姓の先生がいらしたから質問しました。それと工事はいつから始まるのでしょうか。
事務局	〇〇株式会社の代表取締役の方が医者かどうかは分かりません。
議長	今回新規転用で面積を増やされていますから、これの許可が出たら始まるのではないのでしょうか。病院は面積に応じて補助金を受けられますので、工事開始に至るまでが面倒なようです。 他に無いでしょうか。無いようでしたら、採決したいと思います。1番から3番について、賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	はい。全員賛成ですので、許可相当として県へ送ります。  次に4番の説明を事務局からお願いします。
事務局	番号4について説明いたします。総会議案・説明資料は同じく11頁をご覧ください。位置図の6頁も併せてご覧ください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇及び〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目は田となっています。登記面積は1,341平米と579平米です。申請時の農地区分は2種農地でした。変更前の事業計画に従った実施状況ですが、宅地造成工事後、建物建設中となっています。申請人は〇〇町の〇〇業をされている株式会社〇〇〇〇です。当初事業計画と変更後事業計画は11頁に記載のとおりで、9区画の建売分譲から7区画の建売分譲に変更されています。具体的には今回7区画のうち6区画は以前と同じ計画ですが、奥にあった3区画を纏めて1区画にされています。変更の理由は区画を大きく纏めても需要が見込めるためとなっています。転用の許可日は平成29年10月30日でした。説明は以上です。
議長	只今の説明について質問はありませんか。5番委員どうぞ。
5番委員	建売分譲住宅といっても、注文住宅で販売されるのですね。
事務局	申請者の方が建てて売ることになっています。その期間は3年となっています。
議長	他には無いでしょうか。7番委員。
7番委員	許可を平成29年10月30日に受けてありますが、地目はまだ田なのですね。
事務局	転用が完了してから、農業委員会が出す完了証明と転用許可証をもって、法務局で地目変更の手続きをしてもらっています。ここは7区画ありますから、1区画ごと家が建てば宅地へ登記が出来ます。
議長	他にありませんか。 無いようですので、採決します。4番について賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	はい。賛成全員により、許可相当として県へ送ります。

	次に議案第169号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	1番についてご説明いたします。総会議案・説明資料は12頁、位置図は7頁をご覧ください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目共に田です。登記面積は384平米になっています。申請人は〇〇区の〇〇〇さん82歳、農業・漁業の方です。転用目的は農業用倉庫となっています。農業用倉庫1棟192.50平米で、進入路191.50平米となっています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東は宅地、西は里道、南は鉄道用地、北は道路になっています。関係部署との協議はされていまして、条件はなしとなっていますが、顛末書が提出されています。説明は以上です。
議長	はい。ありがとうございます。ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
8番委員	場所は国道207号沿いの〇〇〇〇から鉄道を越えて入りますと市道と市道の交差点があります。その交差点から更に東へ50メートルほど行った所に申請人の自宅があります。申請人の孫が農業・漁業の後を継がれるので、自宅裏の田んぼを倉庫として利用したいとの意向ですので、ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	只今の説明について、質問はありませんか。5番委員どうぞ。
5番委員	備考欄に始末書ではなく、顛末書と記載があるのはどういうことでしょうか。
事務局	10日ほど前に総会前の現地調査に行った際に、造成が始まっておりました。請負をされている業者さんから顛末書を提出してもらっています。顛末書を読み上げます。(事務局職員による顛末書の読み上げ。)
議長	現地調査に行ったときに、啞然としました。顛末書には許可証が来てから、工事に入りますという一文が欲しかったですね。念を押しておいてください。 他に無いでしょうか。 無かったら、採決をしたいと思います。1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により、許可相当として県へ送付することにいたします。  2番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	2番について説明いたします。これは追認の案件になります。総会議案・説明資料は同じく12頁、位置図は8頁をご覧ください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目は畑で、現況地目は樹園地となっています。登記面積は753平米です。申請人は本城区の〇〇〇〇さん68歳、農業の方です。転用目的は植林です。スギ250本が既に植えられています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東と南と北は保安林で、西は畑になっています。関係部署との協議ありで、条件は無しとなっていますが、始末書が提出されています。説明は以上です。
議長	これは追認の案件ですね。始末書の読み上げをお願いします。
事務局	申請人の方からいただいています始末書を読み上げます。この度下記の土地につきましては農地法等の手続きを理解していなかったため、昭和56年から現在まで山林として利用して参りました。今後このようなことが無いよう、農地法等の内容を十分理解し努力して参りたいと存じますので、寛大な処置とご指導をいただきますようよろしくお願いいたしますとのことです。
議長	申請人の方は〇〇〇〇委員の方でしょうか。(「はいそうです。」と担当委員からあり。)では、ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
3番委員	30～40年前に申請人の父親がスギの植林をされていたということで、今回追認で申請されています。周囲はほとんどが保安林ですので、植林による影響はありません。ご審議をよろしくお願いいたします。



議長	2番について質問はありませんか。 事前の現地調査に行きましたが、周囲は保安林と記載されていますが、山林ですので問題ないと判断しています。ただ、申請時期が〇〇〇〇を辞めるようになってからでなく、なって直ぐにでもして欲しかったと思っています。
3番委員	ご本人もそのように言っておられました。
議長	それでは2番について、採決します。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	はい。全委員賛成により、許可相当として県へ送付することにいたします。 次に議案第170号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	総会議案・説明資料の13頁をお開きください。議案第170号の番号1について説明いたします。位置図は9頁も併せてご覧ください。この案件については報告第89号の22番の解約報告にも関連しています。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇番地外5筆でございます。登記地目・現況地目5筆共に畑となっています。登記面積は6筆で4,339平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん、35歳、農業の方です。譲渡人は同じく〇〇区の〇〇〇〇さん、72歳、農業の方です。譲受・譲渡理由は贈与によるとなっています。なお、農地法第3条の現地確認調書につきましては、池田農業委員さんと岡農地利用最適化推進委員さんで行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名があつているところでございます。説明は以上です。
議長	只今の説明について質問はありませんか。 譲渡人の〇〇さんはここを贈与されたら、残りの農地はどの位になられますか。
事務局	残りは5反にはなりません、何反かは残られます。
議長	他に。6番委員どうぞ。
6番委員	譲受人は譲渡人の娘婿になりますが、贈与する理由を教えてください。
事務局	譲受人は認定新規就農者になっておられますが、補助金をもらっている関係で何時までに農地を所有しなければいけないという縛りがあります。
議長	他に質問は無いでしょうか。 (ありませんという声あり。) それでは採決します。1番について賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、1番は承認することにいたします。 2番について事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料は同じく13頁をご覧ください。番号2について説明いたします。位置図は10頁も併せてご覧ください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目・現況地目は畑となっています。登記面積は489平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん、67歳、農業の方です。譲渡人は同じく〇〇区の〇〇〇〇さん、85歳、農業の方です。譲受・譲渡理由は経営規模の拡大と農業廃止となっています。なお、農地法第3条の現地確認調書につきましては、佐藤農業委員さんと岩永農地利用最適化推進委員さんで行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名があつているところでございます。説明は以上です。
議長	質問はありませんか。 無いようですので、採決します。2番に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、2番は承認することにいたします。

	議案第171号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により定める農用地利用配分計画(案)について」を議題といたします。この案件については一括して審議します。事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料は14頁から16頁をご覧ください。これについては総会議案・説明資料の26頁から27頁にも記載していますが、農地中間管理機構との貸借となる物件です。個々の説明は省略いたします。1番から11番までの11件のうち、9件は賃貸借権。2件は使用貸借権が設定されます。設定契約期間は7年8ヶ月が2件、5年が9件となっています。説明は以上です。
議長	それでは議案第171号について質問はありませんか。 質問も無いようですので、採決いたします。議案第171号について賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、議案第171号は決定することにいたします。 次に議案第172号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。この案件についても一括して審議いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第172号について 農地中間管理機構との貸借を含めた分までについて説明いたします。総会議案・説明資料は17頁から27頁までとなります。この案件につきましては1議案の64件でありまして、利用権設定されているのが53件で、そのうち更新が28件で、新規が25件です。農地中間管理機構との貸借が11件となっています。利用権を設定されている53件のうち、使用貸借権が15件で賃貸借権が38件です。賃貸借権設定の38件のうち、現金扱いが16件で、物納扱いが22件です。契約期間については、20年が2件、10年が15件、6年が2件、5年が29件、3年が5件となっています。ほかに農地中間管理機構との貸借が11件となっています。 使用貸借権が設定されている案件について少し説明いたします。1番、5番、7番、8番は都市計画で用途区域がかかっている、圃場整備もされていない区域の田んぼです。13番は狭小なためです。15番、16番は兄弟・親子関係です。24番、25番、35番は以前からの契約の更新で、前回も使用貸借となっており、今回もそのまま更新されています。36番、41番は形が整っていなかったり、狭小なためです。44番は海べたで形が三角になっており、受け手の農地の隣接であるため作られているようです。46番は飯田と江福の境の山間地です。53番は南北に細長い農地になっていて、耕作がし難いと聞いています。説明は以上です。
議長	質問はありませんか。8番委員どうぞ。
8番委員	5、6、7、8番の案件は私の担当区域ですが、利用権設定の申請用紙にサインしていないのですが、受付を事務局はしたのですか。それから使用貸借となっていますが、理由を教えてください。
事務局	中尾会長の担当区域と勘違いをして、会長のサインをいただいています。最適化推進委員の木下委員がサインして持ってこられましたので、中尾会長のサインをこの後でいただいています。間違っていました。すみません。
議長	5、7、8番は使用貸借にしなければ、作り手は出来なかったと思います。7番と8番は周囲の住民との関係で水稻が作れないので、大豆と麦の作付けになっています。6番だけは水稻が作れますが、賃料は米30kg/筆で契約がやっとできた状況です。 他に質問はありませんか。
	(7番委員、関係者のため退出)

議長	質問も無いようですので、採決したいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。 (退出の7番委員以外、全員挙手)
議長	ありがとうございました。賛成全員により、議案第172号は決定することにいたします。 (7番委員、再入場)
議長	次に報告第91号「農地法第4条適用除外の証明願について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の28頁をご覧ください。報告第91号について説明いたします。位置図は戻って8頁をご覧ください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇及び〇〇番地〇でございます。地目は田で、面積はそれぞれ67平米と71平米です。届出人(所有者)は〇〇区の〇〇〇〇さんです。目的及び施設の概要は農業用機械置場となっています。周囲の状況ですが東と西と北は道路で、南は水路になっています。地元との協議はされており、条件はなしとなっています。なお、始末書が提出されています。説明は以上です。
議長	では、ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
3番委員	国道444号が新しく出来たときに田んぼが潰れて狭くなったために、簡易的な農業用機械置場にしましたそうです。この件に関しては手続を行う必要があるとは思っていなかったのですが、事務局に相談したところ4条適用除外の申請をしなければならぬことを知り、申請しておられます。ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	はい。ありがとうございました。見たところ、田んぼをすることができない状態でした。始末書が出されています。読み上げてください。
事務局	届出人からの始末書です。この度下記の土地につきましては農地法等の手続きを理解していなかったため、平成17年5月から現在まで農業用倉庫として利用して参りました。今後このようなことの無いよう、農地法等の内容を十分に理解し努力して参りたいと存じますので、寛大な処置とご指導をいただきますようお願いいたしますといただいています。
議長	質問はありませんか。 (ありませんという声あり。) それでは採決します。1番について賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	はい。賛成全員により、1番は承認することにいたします。 次に報告第92号「農地等形状変更届出について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の29頁をご覧ください。報告第92号について説明いたします。位置図は11頁をご覧ください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。地目は畑で、面積は1,168平米です。届出人(所有者)は〇〇区の〇〇〇〇さんです。形状変更事由及び変更後の利用目的は3段に分かれていた農地で耕作が不便なため、嵩上げて1枚にして利用したいとのことでありました。周囲の状況ですが東は雨水管の入った市有地、西は宅地・畑、南は畑、北は里道になっています。こちらは農振除外地となっています。地元との協議はされており、条件はなしとなっています。説明は以上です。
議長	担当は私ですので、追加説明をいたします。〇〇に降った雨水を〇〇にカットする水路工事が今回、市の環境下水道課で発注されました。その水路が申請地の東側の里道に埋設されています。その残土を申請地に置かれていましたので、受注業者に指導して3段になった農地を1枚にするば、耕作もし易くなるからと言って所有者名で申請させて次第です。 質問がありましたら、お受けいたします。何かありませんか。 無いようですので、採決します。1番について賛成の方は挙手をお願いします。

	(全員挙手)
議長	賛成全員により、1番は承認することにいたします。 次に2番の説明を事務局からお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の同じく29頁をご覧ください。位置図は12頁をご覧ください。土地の所在地は〇〇字〇〇〇〇番地〇、〇〇番地〇、〇〇番地〇でございます。地目は3筆共に田で、面積はそれぞれ398平米、216平米、581平米です。届出人(所有者)は〇〇区の〇〇〇〇さんです。形状変更事由及び変更後の利用目的は狭地のため、水田として利用がしにくいいため畑に転換して利用することです。周囲の状況ですが、①は東と西と南が田で、北は宅地になっています。②は東と西と北は田、南は宅地になっています。③は東が田、西は道、南は水路、北は河川になっています。①と②は用途区域であり、③は農振除外地となっています。地元との協議はされており、条件はなしとなっています。説明は以上です。
議長	では、担当委員の現地調査報告をお願いします。
7番委員	現地は〇〇学校のグラウンドの東側辺りになります。①と②については、かなり以前から田んぼとしては利用されていませんでした。③については河川の隣ということもあり、何年か前までは田んぼとして利用されていました。しかし、最近になり作り手の方がもう借りていたのを返すという事になったので、所有者の方は大工で農機具も持っていないために、畑にしたいという意向です。よろしくお願いします。
議長	はい。ありがとうございました。只今の説明について質問・意見はありませんか。9番委員どうぞ。
9番委員	この辺はほとんどが水稻が作られていなかったようですが、減反の対象になっているのですか。
7番委員	はい。減反の対象になっています。
議長	バラですか。
7番委員	はい。バラです。この辺はかなり前から水稻は作られていません。田んぼの面積も狭くなっています。
議長	はい。他に無いでしょうか。 質問も無いようですので、採決します。2番に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、2番は承認することにいたします。 以上をもちまして、本日提案された全ての議題審議を終わります。
	(午前10時30分終了)

この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なもの認め、ここに署名委員とともに署名する。

平成31年 3月 1日

鹿島市農業委員会

会 長

㊟

5番委員

㊟

6番委員

㊟

事務局長

㊟